

各 位

2015年12月1日

ダイビル株式会社

---

## 「コーポレートガバナンスに関する基本方針」制定のお知らせ

---

ダイビル株式会社（本社：大阪市北区中之島 代表取締役社長執行役員：山本竹彦）は、「ビルを造り、街を創り、時代を拓く」という経営理念のもと、当社グループが持続的かつ安定的に成長し長期的な企業価値の向上を図る観点から、2015年11月26日開催の取締役会において「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を決議し、本日付けで制定しましたので、別紙の通りお知らせいたします。

これに伴い、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、社外取締役および社長執行役員を委員とする「ガバナンス諮問委員会」を設置いたします。「ガバナンス諮問委員会」は、取締役および執行役員の選任・解任、報酬等の決定、社長執行役員の承継プラン等に関して、当社の経営理念、中長期的な経営計画、事業の特性等を踏まえて、取締役会に対して助言を行います。

今後とも迅速かつ透明度の高い意思決定および業務執行体制の確立を通じ、「株主」、「顧客」、「従業員」など全てのステークホルダーの期待と信頼に応え、長期的、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

以上

## コーポレートガバナンスに関する基本方針

### 第1章 総則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「ビルを造り、街を創り、時代を拓く」という経営理念のもと、当社グループが持続的かつ安定的に成長し長期的な企業価値の向上を図る観点から、公正・透明かつ迅速・果敢な意思決定を行うことがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、本「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下「基本方針」という)に沿って、その充実に取り組む。

### 第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努め、発送と同時に当社ホームページに当該招集通知を開示する。

2. 当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境(当社の株主総会をできる限り他社と異なる日に開催すること等を含む。)の整備に努める。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する方針)

第4条 当社は、当社グループの取引先および金融機関等との関係の構築・強化または取引の円滑化の観点から、中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を取得し保有することができるものとする。

2. 前項に基づく上場株式(これを「政策保有株式」という)の保有は、その保有目的やリターンとリスクを踏まえた経済合理性等の観点から、毎年、主要な政策保有につき取締役会において検証し、保有継続の可否を決める。
3. 政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の企業価値の向上や株主共同の利益等の観点から総合的に判断し、適切に行行使する。

### 第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(グループ行動規準および利益相反)

第5条 当社は、当社および当社のグループ会社(連結対象子会社)の取締役、執行役員、従業員等が、「良き企業市民」として倫理的・社会的に行動することを確保するため、グループ行動規

準を定め、これを開示する。

2. 当社の取締役および執行役員は、自らに関して利益相反に関わる問題が生じた場合には、取締役会規程および執行役員規程に基づき、取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。
3. 当社は、親会社および親会社のグループ会社との取引等においても、一般取引先との取引同様、市場価格等に基づき双方協議のうえ、公正妥当な取引を行う。

(ステークホルダーとの関係)

第6条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社および当社のグループ会社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2. 当社は、当社の役員や従業員が、当社における違法または非倫理的な慣行についての懸念を取締役会（または適切な場合においては監査役）に伝えることができ、これによって当社から不利益な取り扱いを受けないことを確保する。

#### 第4章 適切な情報開示と株主との対話

(経営理念、ミッションステートメント、内部統制システム等に関する開示)

第7条 当社は、経営理念、ミッションステートメント、中期経営計画等、当社の戦略的な方向性につき主体的に情報発信を行う。

2. 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社および当社を含む企業集団の内部統制システム、コーポレートガバナンス、リスク管理、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適切に開示する。
3. 取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の適用ある法令および証券取引所規則に従って、公正な方法によって財務および業務に関する事項を開示する。

(株主との対話)

第8条 当社は、株主・投資家と建設的な対話を促進するとともに、中期経営計画の進捗をはじめとする経営状況や定量的な財務情報等を適時かつ適切に開示することにより、企業としての説明責任を果たす。

2. 当社は、社長執行役員を責任者とし、取締役会メンバーの中から IR 担当役員を定め、経営幹部が主体となって株主・投資家との対話を推進する。
3. 対話の手段としては、決算説明会の開催、株主・投資家との個別面談等を実施する他、当社ホームページにおいて、国内外の株主・投資家へ向けた会社情報の発信を行う。

## 第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割、委任の範囲)

第9条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的かつ安定的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることに責任を負う。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に関する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社の重要な業務執行の決定を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。
3. 取締役会は、法令および定款の定めにより取締役会の決議を要する事項に加え、経営上の重要事項について審議・決定する。特に、不動産の開発、固定資産や株式等の取得・処分、長期資金の調達、融資・保証等については、リスクの性格に応じて個別に設定した基準額を超える案件については取締役会で審議・決定し、それ以外は経営会議に委任する。

(独立社外取締役の役割)

第10条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定する経営理念および中期経営計画に照らして、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証・評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の当社の経営体制の適否について判断し、意見を表明する。

(取締役会議長)

第11条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、取締役会に出席する各取締役および監査役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

(取締役会の構成)

第12条 当社の取締役会の人数は14名以内とし、そのうち2名以上を独立社外取締役とする。但し、本条は2016年6月末からを目途に適用する。

2. 取締役会は、社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準を別添1の通り定める。

(ガバナンス諮問委員会の設置)

第13条 当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、社外取締役および社長執行役員を委員とする「ガバナンス諮問委員会」を置く。

2. ガバナンス諮問委員会は、取締役および執行役員の選任・解任、取締役および執行役員の報酬等の決定、社長執行役員の承継プラン等に関して、当社の経営理念、中長期的な経営計画、事業の特性等を踏まえて、取締役会に対して助言を行う。

(取締役および執行役員の資格および指名手続)

- 第14条 当社の取締役および執行役員は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
2. 当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識、経験、能力を全体としてバランス良く備え、その多様性と適正規模を両立させる形で構成するものとする。
  3. 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会の決議で、執行役員は取締役会の決議で、それぞれ選任される。
  4. 取締役候補および執行役員候補は、本条を踏まえ、社長執行役員が候補案を作成し、ガバナンス諮問委員会に諮ったうえで、取締役会において審議・決定する。

(監査役の資格および指名手続)

- 第15条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。また、監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者でなければならない。
2. 当社は、監査役候補を決定するに際しては、知識、経験、技能の多様性に配慮して決める。
  3. 監査役候補は、本条を踏まえ、社長執行役員が候補案を作成し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で審議・決定する。

(独立社外役員の兼任制限)

- 第16条 当社の独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任してはならない。取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任状況を毎年開示する。

(取締役の責務)

- 第17条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
2. 取締役は、その期待される能力を発揮し、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
  3. 取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役および監査役に対するトレーニングの方針)

- 第18条 当社の新任取締役および新任監査役は、当社グループの経営戦略、中期経営計画、財務・会計および業務の状況その他重要な事項につき、それぞれの担当役員または所管部署から説明を受ける。
2. 当社は、取締役および監査役が、その役割を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、

法令遵守、コーポレートガバナンス、および財務・会計その他重要な事項に関する情報を、適時に提供し、取締役および監査役の職務執行の支援を行う。

3. 当社は、取締役および監査役が、実際の現場についての理解を深められるよう、ビル視察等の機会を設ける。

(取締役会の議題の設定等)

第19条 取締役会議長は、各取締役からの提案および意見を踏まえ、毎事業年度末に開催される取締役会において、翌事業年度を取締役会および取締役会のメンバーが全員参加する「経営ビジョン会議」において議題とすべき主要な項目を定める。

2. 当社の取締役会の議題および議案に関する資料は、取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に先立って（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りではない。）、全ての取締役および監査役に配布（電子的な方法を含む）されなければならない。

(独立社外取締役および監査役による社内情報へのアクセス)

第20条 当社の独立社外取締役および監査役は、必要があるときはまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

(非業務執行役員会)

第21条 当社は、少なくとも年2回、社外取締役、社外監査役、および常勤監査役で構成する非業務執行役員会を開催し、当社の事業およびコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論する。

(取締役会の実効性評価)

第22条 取締役会に出席する全ての取締役および監査役は、毎年、当社の取締役会および自己の職務が、本基本方針に沿って運営・執行されているか自己レビュー等を行う。取締役会は、取締役および監査役の自己レビュー等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示する。

(取締役および執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針と手続)

第23条 取締役および執行役員の月額報酬は、中長期的な安定拡大を目指す当社事業の特性を踏まえ、職位および担当に応じて安定的な水準とする。

2. 取締役の月額報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、取締役および執行役員の個別の月額報酬は、社長執行役員が報酬案を作成し、ガバナンス諮問委員会に諮ったうえで決定する。
3. 取締役および執行役員の賞与は、当社の業績および株主の利益と連動し、月額報酬とのバラ

ンスを踏まえ、職位、担当および各人の業績評価を反映する。

4. 取締役の賞与については、社長執行役員が案を作成し、ガバナンス諮問委員会に諮ったうえで、当該事業年度に係る定時株主総会の決議を経て決定する。

## 第6章 その他

(制定・改廃)

第24条 本基本方針は、取締役会がこれを定め、改廃する。

(以上)

## 【別添1】社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

### 社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

当社において、独立性を有する社外取締役および社外監査役とは、以下の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社または当社のグループ会社（連結対象子会社）の業務執行者である者、または過去において業務執行者であった者。
2. 当社の主要株主（直近の事業年度末における議決権保有割合が10%以上となる株主）である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。
3. 当社またはグループ会社の主要な取引先である者、もしくは当社またはグループ会社を主要な取引先とする者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。なお、主要な取引先とは、当社またはグループ会社と取引があり、その直近の年間取引金額が双方いずれかにおいて連結総売上高の2%以上である者をいう。
4. 当社またはグループ会社の主要な借入先である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間において業務執行者であった者。なお、主要な借入先とは、当社またはグループ会社に借入があり、その直近の借入残高が、当社連結総資産の2%以上である者をいう。
5. 当社またはグループ会社の会計監査人またはその会計監査人の社員等である者、または過去3年間において当該社員等として当社またはグループ会社の監査業務に従事した者。
6. 当社またはグループ会社から役員報酬以外に、過去3年間平均で、年間1千万円を超える金銭もしくはその他の財産を得ている弁護士、司法書士、公認会計士、税理士もしくはその他のコンサルタント等である者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
7. 当社またはグループ会社から、過去3年間平均で、年間1千万円を超える寄附を受けている者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
8. 当社またはグループ会社から、取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者。
9. 当社の独立社外役員に最初に就任してから、8年間が経過した者。
10. 上記1.~8.に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族。

完